

「秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（仮称）案」の概要

（１）自立支援計画の策定

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、入所中の個々の乳幼児、母子及び児童（以下「児童等」という。）について、年齢、発達の状況その他の当該児童等の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見または意向、児童等やその家庭の状況を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならないとします。

（２）里親支援センター

里親支援センターの基準については、国の府令に定める基準をもって、当該施設の設備及び運営に関する基準とします。

（３）施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

（４）その他

この条例は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものですが、その規定形式は、府令と同内容の基準については、府令の基準を施設の基準とする旨を規定し、県の独自基準があるときは、その旨を規定しています。